

高知県国際交流推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県国際交流推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 県は、ミクロネシア連邦チューク州への重機寄贈に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）補助対象経費及び補助金の額は、別表第1に定めるとおりとし、補助対象事業者は、県内に所在し、かつ別表第1に掲げる事業を遂行することができる事業者とする。

(申請の手続)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき又は県税の滞納があるときを除き、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 知事は、前項に定めるもののほか、第1項の交付の決定に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内に別記第3号様式による交付申請取下書を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定を遵守すること。ただし、別表第1に掲げる補助対象事業における重機の寄贈は高知県補助金等交付規則第19条に定める譲渡に該当しないものとする。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 県税の滞納がないこと。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第4号様式による補助金計画変更(廃止)承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 総事業費の増額又は補助金額の増額
- (4) 補助金額の20パーセントを超える減額
- (5) 補助対象事業区分間の配分の20パーセントを超える変更

2 知事は、補助金変更(廃止)承認申請書の提出があったときは、その内容の適否について決定を行い、別記第5号様式による補助金計画変更(廃止)承認通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月末日(3月末日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)のいずれか早い日までに、別記第6号様式による補助金実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 知事は、前項の補助金実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第7号様式による補助金額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(消費税の仕入控除)

第10条 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、前条第1項の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、前条第1項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第8号様式による消費税等仕入控除税額確定報告書を知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第9号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 法令若しくはこの要綱の規定又はこれらの規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業に関して不正その他不適當な行為をした場合

(4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を、当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得した財産1件当たり取得価格が50万円以上の機械及び器具で、処分制限期間を経過しないものにあつては、財産管理台帳及びその他関係書類を保管しなければならない。

(グリーン購入)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年11月29日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条第2項、第12条、第13条及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
マイクロネシア連邦チューク州への重機寄贈	(1) 重機 [※] 修繕費 (2) 重機 [※] 移送費 (3) 事務費 (4) その他知事が必要と認める経費	定額 1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てる。

※寄贈する「重機」は、あらかじめ事業者から県へ申し出を行うこと。県は、事業者からの申し出に基づき、駐日マイクロネシア連邦大使館と協議の上、その結果を事業者に通知するものとする。

(注) 次に掲げる経費は、補助対象外とする。

- 1 職員の人件費
- 2 公課費等その他補助することが適当でないと知事が認める経費
- 3 1から3までに掲げるもののほか、経常経費であると知事が認める経費
- 4 1から3までに掲げる経費を対象経費とした間接補助事業に係る経費

別表第2（第5条、第7条、第12条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。